

社会福祉法人 杜の会
平和の杜訪問看護ステーション

1. 利 用 約 款
2. 重要事項説明書

訪問看護 利用約款

(約款の目的)

第1条 社会福祉法人杜の会平和の杜訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者又は厚生労働大臣が定める疾病等に定められる状態の利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令及び医療保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問看護サービス（以下「訪問看護」という。）を提供し、一方、利用者は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が指定訪問看護利用同意書を当事業所に提出した時より、効力を有します。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書Ⅰ、重要事項説明書Ⅱ及び個人情報の利用目的の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し訪問看護を利用できるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

（1）行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

（2）弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額12万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

（1）利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当事業所、当事業所の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当事業所は身元引受人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支

払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(個別サービス計画等)

第4条 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、主治医の訪問看護指示書及び居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者の同意を得、交付しこれに従って計画的にサービスを提供します。

2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が主治医の訪問看護指示書の範囲内で可能な場合には、速やかに訪問看護計画書の変更等の対応を行います。

3 事業者は居宅サービス計画書が作成されていない場合でも、訪問看護計画を作成し、作成した場合は利用者及び家族に説明します。

(利用者からの解除)

第5条 利用者は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく訪問看護利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者は、速やかに当事業所に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、訪問看護実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金その他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

2 身元引受人も前項と同様に利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(事業所からの解除)

第6条 当事業所は、利用者に対し、次に掲げる場合は、本約款に基づく訪問看護の利用を解除・終了することができます。

(1) 利用者が入所した場合

(2) 利用者が死亡した場合

(3) 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払を催促したにもかかわらず7日間以内に支払わない場合

(4) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所からの適切な訪問看護の提供を超えると判断された場合

(5) 利用者が当事業所、当事業所職員又は他の利用者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

(6) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、訪問することが困難な場合

(利用料金)

第7条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく訪問看護の対価として、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金の自己負担分を当事業所に支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状況等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃までに発行し、所定の方法により交付します。利用者は、当事業所に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当事業所は、利用者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収書を交付します。

(記録)

第8条 当事業所は、利用者の訪問看護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。利用者の代理人または家族に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(虐待の防止について)

第9条 当事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じるとともに必要な事項についてサービス提供の記録等に記録するとともに、速やかに、市区町村へ報告します。

(秘密の保持と個人情報の保護)

第10条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、別頁重要事項説明に記載の情報提供を行なうこととします。

(緊急時及び事故発生時の対応方法)

第11条 事業所は、利用者に対する訪問看護の提供中に、事故、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は必要に応じて、速やかに家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所、市区町村等に連絡し、適切な措置を講じます。

(賠償責任)

第 12 条 訪問看護サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当事業所に対してその損害を賠償するものとします。

(要望又は苦情等の申出)

第 13 条 利用者及び身元引受人は、利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行った事を理由として何らかの不利益な取り扱いはいたしません。

(利用約款に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令、健康保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

訪問看護サービス重要事項説明書Ⅰ

1. 事業者の概要

- (1) 事業者名称 社会福祉法人杜の会
- (2) 法人所在地 札幌市西区平和420番地
- (3) 電話番号 011-668-2020
- (4) 代表者氏名 理事長 大 橋 俊 男
- (5) 設立年月日 平成28年8月2日
- (6) ホームページ <https://www.morinokai1001.jp/>

2. 事業所の概要

- (1) 事業所名称 平和の杜訪問看護ステーション
- (2) 指定番号 (介護) 0160490686 (医療) 0490686
- (3) 所在地 〒063-0029 札幌市西区平和420番地
- (4) 電話番号 電話 011-668-2020 FAX 011-668-2525
- (5) 管理者氏名 佐々木 文江
- (6) 開設年月日 平成30年10月1日
- (7) 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況	実施の有無	なし
------------	-------	----

3. 事業所の目的

社会福祉法人杜の会平和の杜訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）は、介護保険法と健康保険等の趣旨と主治医の指示に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、その居宅において、利用者の有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるよう、その療養生活を支援する適切な訪問看護の提供を目的とします。

4. 事業所の運営方針

- (1) 利用者の特性を踏まえ可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう配慮してその療養生活を支援し、心身機能の回復維持を図ります。
- (2) 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行います。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- (4) 利用者の所在する市区町村、居宅介護事業者、地域包括支援センター、福祉・保健医療サービスとの連携に努めます。

- (5) 訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者、福祉・保健医療サービスへ情報の提供を行います。

5. 事業所の職員体制（2024年6月1日現在）

職 種	資 格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備 考
管理者	経験のある 看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	2名	1名	—	—	常勤兼務の者は管理者と兼務 非常勤兼務の者は平和の杜と 兼務
理学療法士、 作業療法士及 び言語聴覚士	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	— — —	2名 1名 2名	— — —	1名 — —	常勤兼務の者、非常勤兼務の 者は平和の杜・通所リハ・訪 問リハと兼務
事務職員	—	—	5名	—	—	平和の杜と兼務

6. 事業実施地域及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前9時～午後6時
通常の事業の実施地域	札幌市全域

7. 提供するサービスの内容及び職務内容

サービス 区分と種類	サービス内容
訪問看護 計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画書に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の 提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 （1）療養上の世話 清潔の援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア （2）診療の補助 褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

	(3) リハビリテーションに関すること (4) 家族の支援に関すること 家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理
--	---

職	職務内容
管理者	1) 主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2) 訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3) 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
看護職員 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1) 訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書により指示を受けるとともに、主治の医師との密接な連携を図ります。 2) 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3) 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4) 訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5) 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導をします。 7) サービス担当者会議の出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8) 訪問日、提供した看護内容を記載した訪問看護報告書を作成します。 9) 訪問看護計画に基づき、訪問看護サービスを提供します。 10) 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。
事務職員	1) 介護給付費、訪問看護療養費等の請求事務及び通信連絡事務を行います。

※その他：理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものです。

訪問看護計画書、訪問看護報告書は、看護職員と、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携して作成します。また、作成に当たっては、利用開始時及び状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員の訪問をさせていただきます。

8. 看護師の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者又は家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者又は家族等からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

- (5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- (6) 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 居宅サービス計画に基づく訪問看護の利用回数等は、当該計画の定めるものとします。ただし、医療保険の利用となる場合を除きます。
- (4) 事業所は、24 時間連絡体制をとっております。ご希望の場合は、別途料金が発生しますので、担当のケアマネジャーへお申し出ください。
- (5) 病気の状態から、特別な管理相談が必要な場合には、特別管理加算が発生することがあります。状態に応じご説明差し上げます。
- (6) 事業所は、保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない趣旨から、主治医、市区町村等への情報提供を行います。

10. サービスの中止、変更の連絡について

- (1) 利用者の事情でサービス利用を中止又は、変更する場合には、あらかじめ連絡してください。
- (2) 契約全体を解除することができます。その費用については一切かかりません。

11. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 身体拘束の禁止。サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。やむを得ず、身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに必要な事項についてサービス提供の記録等に記録します。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者等を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

12. 身分証携帯義務

職員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族等からの提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13. 急変時及び事故発生時における対処方法

- (1) 看護師等は、現に訪問看護を行っているときに、利用者に病状の急変や事故が生じた場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。また、看護師は、しかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。
- (2) 管理者は、利用者の急変及び事故が発生した場合、必要に応じて、市区町村、利用者に係る居宅介護支援事業者等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

14. 賠償責任について

- (1) 訪問看護サービスを提供する中で、事業所の責任によって利用者が損害を被った場合には、事業所は利用者に対して損害を賠償するものとします。
- (2) 利用者の責任によって、事業所が損害を被った場合には、利用者は事業所にその損害を賠償するものとします。

15. 災害時の対応

- (1) 災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務が行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し、安全確保をしたうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

16. 相談・苦情に対する体制と手順について

- (1) サービスに対する相談・苦情等には以下の専用窓口で受け付けます。
 - ・ 苦情解決責任者 平和の杜訪問看護ステーション管理者 佐々木 文江
 - ・ 相談・苦情受け付け窓口（担当者） 介護老人保健施設 平和の杜
介護支援専門員 高橋 由佳
 - ・ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
 - ・ 事業所で解決ができない場合については、法人本部、又は法人で設置している「第三者委員」で対応いたします。

〈杜の会 苦情受付窓口〉

(1) 社会福祉法人杜の会法人本部 苦情受付窓口

電話 011-668-2020 FAX 011-668-2525

〈 法人第三者委員の氏名 〉

氏名	職業
星野 次郎	評議員・司法書士
浅野 元廣	評議員・弁護士
芳形 実千代	監事・他の社会福祉法人理事

(2) その他公的機関においても苦情申し出ができます。

札幌市 各区役所 保健福祉課 時間：8時45分～17時15分(平日のみ)	中央区役所 (011) 231-2400 北区役所 (011) 757-2400 東区役所 (011) 741-2400 白石区役所 (011) 861-2400 厚別区役所 (011) 895-2400 清田区役所 (011) 889-2400 南区役所 (011) 582-2400 西区役所 (011) 641-2400 手稲区役所 (011) 681-2400 豊平区役所 (011) 822-2400
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5175 時間：9時00分～17時00分(平日のみ)
北海道福祉サービス運営適正化委員会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目1番 北海道立道民活動センター3階 電話番号 (011) 204-6310 時間：9時00分～17時00分(平日のみ)

17. 秘密の保持と個人情報の保護

- (1) 事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 事業所は、サービス担当者会議等利用者の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。
- (3) 事業所は職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後でもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- (4) 個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用します。

使用する目的	1) 利用者のための居宅サービス計画の作成、及び、居宅サービス計画書に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議等、介護支援専門員からの要請があった場合 2) 訪問看護を提供するうえでの、訪問看護計画書作成の場合 3) 利用者の病状の急変等、緊急を要するときの主治医等への連絡の場合 4) 審査支払機関へのレセプト提出や保険者からの照会への回答等の場合 行政機関への対応として、事故発生時、苦情調査への協力、立ち入り検査、報告や書類提出命令などに対応する場合 5) 市町村、保健所、精神保健福祉センター等、保健福祉サービスとの連携の場合 6) 損害補償保険等にかかる保険会社等への相談、届出の場合 7) 実習生へ協力する場合 8) その他、サービス提供で必要な場合
個人情報の内容	1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報 2) 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見 3) その他の情報（利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が特定され、又は識別され得るものをいいます。）
使用する期間	契約書に定められた期間
使用条件	1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外にもれることにならないよう細心の注意を払います。 2) 情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録します。

訪問看護サービス重要事項説明書Ⅱ

指定訪問看護利用料金表

1. 訪問看護の利用料について

＜医療保険＞

事業所から提供を受ける訪問看護サービスが医療保険の適用を受ける場合、健康保険法で定められた費用をお支払いいただくことになります。お手持ちの健康保険証、公費負担割合証などにより自己負担の額が異なります。また、医療保険の適用を受けていない場合は全額の利用料のお支払いを申し受けます。

2024年 6月1日～

単位：円

				料金	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護基本療養費	基本療養費（Ⅰ）	看護師等	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665	
			週4日以降	6,550	655	1,310	1,965	
		准看護師	週3日目まで	5,050	505	1,010	1,515	
			週4日以降	6,050	605	1,210	1,815	
	PT・OT・ST			5,550	555	1,110	1,665	
	基本療養費（Ⅱ） 【同一建物居住者】	看護師等	週3日目まで（同一日2人）	5,500	555	1,110	1,665	
			週4日目以降（同一日2人）	6,550	655	1,310	1,965	
			週3日目まで（同一日3人以上）	2,780	278	556	834	
			週4日目以降（同一日3人以上）	3,280	328	656	984	
		准看護師	週3日目まで（同一日2人）	5,050	505	1,010	1,515	
			週4日目以降（同一日2人）	6,050	605	1,210	1,815	
			週3日目まで（同一日3人以上）	2,530	253	506	759	
			週4日目以降（同一日3人以上）	3,030	303	606	909	
		PT・OT・ST	同一日2人	5,550	555	1,110	1,665	
			同一日3人以上	2,780	278	556	834	
		訪問看護基本療養費（Ⅲ）			8,500	850	1,700	2,550
		訪問看護管理療養費（1日につき）		月の初日	7,670	767	1,534	2,301
			月の2日目以降（イ）	3,000	300	600	900	
			月の2日目以降（ロ）	2,500	250	500	750	
	難病等複数回訪問加算		1日2回の訪問	4,500	450	900	1,350	
		1日3回以上の訪問	8,000	800	1,600	2,400		
緊急訪問看護加算		1日につき（イ．月14日目まで）	2,650	265	530	795		
		1日につき（ロ．月15日以降）	2,000	200	400	600		
長時間訪問看護			5,200	520	1,040	1,560		
複数名訪問看護加算								
イ看護職員が他の看護師と同時に訪問看護を行う場合（週1日まで）				4,500	450	900	1,350	
ロ看護職員が他の准看護師と同時に訪問看護を行う場合（週1日まで）				3,800	380	760	1,140	
ハ看護職員が他の看護補助者と同時に訪問看護を行う場合（週3日まで）				3,000	300	600	900	
ニ看護職員が他の看護補助者と同時に訪問看護を行う場合（厚生労働大臣が定める疾病等の利用者②の該当者、特別訪問看護指示書による訪問看護の場合）				1日に1回	3,000	300	600	900
				1日に2回	6,000	600	1,200	1,800
				1日に3回以上	10,000	1,000	2,000	3,000
夜間・早朝訪問看護加算		夜間18時～22時/早朝6時～8時	2,100	210	420	630		
深夜訪問看護加算		深夜22時～6時	4,200	420	840	1,260		
精神科訪問看護基本療養費	精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師等	週3日目まで30分以上	5,550	555	1,110	1,665	
			週3日目まで30分未満	4,250	425	850	1,275	
			週4日目以降30分以上	6,550	655	1,310	1,965	
			週4日目以降30分未満	5,100	510	1,020	1,530	
		准看護師	週3日目まで30分以上	5,050	505	1,010	1,515	
			週3日目まで30分未満	3,870	387	774	1,161	
			週4日目以降30分以上	6,050	605	1,210	1,815	
			週4日目以降30分未満	4,720	472	944	1,416	
	精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ） 【同一建物居住者】	看護師等	週3日目まで30分以上（同一日2人）	5,550	555	1,110	1,665	
			週3日目まで30分未満（同一日2人）	4,250	425	850	1,275	
			週4日目以降30分以上（同一日2人）	6,550	655	1,310	1,965	
			週4日目以降30分未満（同一日2人）	5,100	510	1,020	1,530	
			週3日目まで30分以上（同一日3人以上）	2,780	278	556	834	
			週3日目まで30分未満（同一日3人以上）	2,130	213	426	639	
			週4日目以降30分以上（同一日3人以上）	3,280	328	656	984	
			週4日目以降30分未満（同一日3人以上）	2,550	255	510	765	
		准看護師	週3日目まで30分以上（同一日2人）	5,050	505	1,010	1,515	
			週3日目まで30分未満（同一日2人）	3,870	387	774	1,161	
			週4日目以降30分以上（同一日2人）	6,050	605	1,210	1,815	
			週4日目以降30分未満（同一日2人）	4,720	472	944	1,416	
		週3日目まで30分以上（同一日3人以上）	2,530	253	506	759		

精神科訪問看護基本療養費		週3日目まで30分未満（同一日3人以上）	1,940	194	388	582
		週4日目以降30分以上（同一日3人以上）	3,030	303	606	909
		週4日目以降30分未満（同一日3人以上）	2,360	236	472	708
	精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）		8,500	850	1,700	2,550
	精神科緊急訪問看護加算	イ月14日目まで（1日につき）	2,650	265	530	795
		ロ月15日目以降（1日につき）	2,000	200	400	600
	長期間精神科訪問看護加算	週1日を限度	5,200	520	1,040	1,560
	複数名精神科訪問看護加算	イ他の看護師等を行う場合				
		（1）1日に1回の場合				
		①同一建物内1人又は2人	4,500	450	900	1,350
		②同一建物内3人以上	4,000	400	800	1,200
		（2）1日に2回の場合				
		①同一建物内1人又は2人	9,000	900	1,800	2,700
		②同一建物内3人以上	8,100	810	1,620	2,430
		（3）1日に3回以上の場合				
		①同一建物内1人又は2人	14,500	1,450	2,900	4,350
		②同一建物内3人以上	13,000	1,300	2,600	3,900
		ロ他の准看護師を行う場合				
		（1）1日に1回の場合				
		①同一建物内1人又は2人	3,800	380	760	1,140
		②同一建物内3人以上	3,400	340	680	1,020
		（2）1日に2回の場合				
		①同一建物内1人又は2人	7,600	760	1,520	2,280
		②同一建物内3人以上	6,800	680	1,360	2,040
		（3）1日に3回以上の場合				
		①同一建物内1人又は2人	12,400	1,240	2,480	3,720
		②同一建物内3人以上	11,200	1,120	2,240	3,360
		ハ看護補助者を行う場合				
		（1）同一建物内1人又は2人	3,000	300	600	900
		（2）同一建物内3人以上	2,700	270	540	810
訪問看護療養費	夜間・早朝訪問看護加算	夜間18時～22時/早朝6時～8時	2,100	210	420	630
	深夜訪問看護加算	深夜22時～6時	4,200	420	840	1,260
	精神科複数回訪問加算	イ 1日に2回の場合				
		（1）同一建物内1人又は2人	4,500	450	900	1,350
		（2）同一建物内3人以上	4,000	400	800	1,200
		ロ 1日に3回以上の場合				
		（1）同一建物内1人又は2人	8,000	800	1,600	2,400
		（2）同一建物内3人以上	7,200	720	1,440	2,160
	24時間対応体制加算（月1回）	（イ）24時間対応体制における看護業務負担軽減の取組を行っている場合	6,800	680	1,360	2,040
		（ロ）（イ）以外	6,520	652	1,304	1,956
	特別管理加算（月1回）		2,500	250	500	750
	重症度等の高いもの		5,000	500	1,000	1,500
	退院時共同指導加算		8,000	800	1,600	2,400
	特別管理指導加算		2,000	200	400	600
	退院支援指導加算		6,000	600	1,200	1,800
	長時間指導を行った場合		8,400	840	1,680	2,520
その他の訪問看護療養費	在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000	200	400	600
	精神科重症患者支援管理連携加算	イ精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者	8,400	840	1,680	2,520
		ロ精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者	5,800	580	1,160	1,740
	看護・介護職員連携強化加算（月1回）		2,500	250	500	750
	訪問看護情報提供療養費					
	①市町村、都道府県等					
	②義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部・中等部（入学・転学時）等		1,500	150	300	450
	③保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院への入院・入所時					
	訪問看護ターミナルケア療養費1		25,000	2,500	5,000	7,500
	訪問看護医療DX情報活用加算（月1回を限度）		50	5	10	15
	訪問看護ベースアップ評価料（月1回）		10～780	1～78	2～156	3～234

指定訪問看護利用料金表

<介護保険>

事業所から提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料の1割、2割、3割の自己負担になります。よって、介護保険の適用を受けていない場合は全額の利用料のお支払いを申し受けます。料金については以下の通りです。

			2024年6 月1日～			単位：円
介護保険	単位数	料金	1割負担	2割負担	3割負担	
20分未満	314	3,205	321	641	962	
30分未満	471	4,808	481	962	1,443	
30分以上60未満	823	8,402	841	1,681	2,521	
60分以上1時間30分未満	1,128	11,516	1,152	2,304	3,455	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合（1日2回以下）	294	3,001	301	601	901	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合（1日3回以上）	265	2,705	271	541	812	

介護保険（介護予防）	単位数	料金	1割負担	2割負担	3割負担	
20分未満	303	3,093	310	619	928	
30分未満	451	4,604	461	921	1,382	
30分以上60未満	794	8,106	811	1,622	2,432	
60分以上1時間30分未満	1,090	11,128	1,113	2,226	3,339	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合（1日2回以下）	284	2,899	290	580	870	
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合（1日3回以上）	142	1,449	145	290	435	

・加算料金

夜間早朝加算（夜間18時～22時/早朝6時～8時）	25%加算				
夜間深夜加算（22時～6時まで）	50%加算				
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600	6,126	613	1,226	1,838
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574	5,860	586	1,172	1,758
特別管理加算（Ⅰ）	500	5,105	511	1,021	1,532
〃（Ⅱ）	250	2,552	256	511	766
長時間訪問看護加算	300	3,063	307	613	919
複数名訪問看護加算					
・30分未満（2人の看護師の場合）	254	2,593	260	519	778
・30分以上（2人の看護師の場合）	402	4,104	411	821	1,232
・30分未満（看護師等と看護補助者の場合）	201	2,052	206	411	616
・30分以上（看護師等と看護補助者の場合）	317	3,236	324	648	971
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6	61	7	13	19
〃（Ⅱ）	3	30	3	6	9
看護体制強化加算Ⅰ	550	5,615	562	1,123	1,685
〃Ⅱ	200	2,042	205	409	613
（介護予防）看護体制強化加算	100	1,021	103	205	307
ターミナルケア加算（介護予防を除く）	2,500	25,525	2,553	5,105	7,658
初回加算（Ⅰ）	350	3,573	358	715	1,072
初回加算（Ⅱ）	300	3,063	307	613	919
退院時共同指導加算	600	6,126	613	1,226	1,838
看護・介護職員連携強化加算（1月につき）	250	2,552	256	511	766

※准看護師は1回につき90/100相当の単位数

※介護保険から医療保険への適用保険変更

次の場合は、自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

1. 厚生労働大臣が定める疾病等の場合

- | | | |
|--|-----------------|-------------|
| ①多発性硬化症 | ②重症筋無力症 | ③スモン |
| ④筋萎縮性側索硬化症 | ⑤脊髄小脳変性症 | ⑥ハンチントン病 |
| ⑦進行性筋ジストロフィー症 | | |
| ⑧パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病（ホーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の者に限る） | | |
| ⑨多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群） | | |
| ⑩プリオン病 | ⑪亜急性硬化性全脳炎 | ⑫後天性免疫不全症候群 |
| ⑬頸髄損傷 | ⑭人工呼吸器を使用している場合 | ⑮ライソゾーム病 |
| ⑯副腎白質ジストロフィー | ⑰脊髄性筋萎縮症 | ⑱球脊髄性筋萎縮症 |
| ⑲慢性炎症性脱髄性多発神経炎 | | |

2. 病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合

3. 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

指定訪問看護その他の利用料

<その他の利用料>

訪問看護の利用料は介護保険及び医療保険等に規定する厚生労働大臣が定めるものです。ステーションは、基本利用料のほか、その他の利用料として以下を申し受けるものとします。

2023年4月1日～

	料金
交通費	
公共の交通機関を利用した場合	実費
自家用車(ステーション)	往復10 k m毎に200円
営業車(タクシー等)を利用した場合	実費
保険適用としない自費サービスでの訪問看護	30分毎に4,000円
超過料金(1回の訪問が2時間を超えた場合)	1時間ごとに1,300円
休日料金(営業日以外の日に訪問した場合)	2時間まで3,200円
死後の処置	10,000円

2. 利用料利用料金のお支払い方法（利用約款第7条参照）

前記料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 口座引き落とし

イ. 指定口座への振り込み

フリガナ：フク) モリノカイ

口座名義：社会福祉法人杜の会

理事長 大橋 俊男

銀行名：北洋銀行栄町支店 普通預金 3 8 9 9 9 4 3

銀行名：北海道銀行西野支店 普通預金 0 7 0 5 5 3 7

ウ. 窓口での現金支払

訪問看護利用同意書

- ☐ 私は、貴訪問看護ステーションの24時間連絡体制により、緊急の場合電話による相談又は、訪問看護を利用するため、緊急時訪問看護加算を算定することに同意します。
- ☐ 私は、病気の状態から（ ）の管理・相談が必要なため、特別管理加算を算定することに同意します。
- ☐ 私は、貴訪問看護ステーションからの訪問看護情報提供書を、市区町村等・主治医へ提供することに同意します。
- ☐ 私は、訪問看護を利用するにあたって、訪問看護利用約款、重要事項説明書Ⅰ、重要事項説明書Ⅱについて説明を受け、同意します。
- ☐ 私は、個人情報の使用について説明を受け、同意します。

年 月 日

< 利用者 >

住 所

電話番号

氏 名

印

< 代筆者 >

住 所

電話番号

氏 名

印

利用者との関係（ ）

< 身元引受人 >

住 所

電話番号

氏 名

印

利用者との関係（ ）

社会福祉法人 杜の会

介護老人保健施設 平和の杜

理事長 大 橋 俊 男